

## 技能実習の成果（評価）を一目でご覧いただけます。

監理団体、実習実施機関（企業）で外国人技能実習生の指導を担当されている皆様には、言葉、生活習慣などの異なる開発途上国等の若者に効果的、効率的な技能実習を実施するため、お忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

一般社団法人国際人材育成労務管理協会（労管協）では、2010年7月の改正出入国管理及び難民認定法施行を踏まえ、皆様が指導されている技能実習生一人ひとりの技能実習の成果（評価）を、技能実習2号1年目終了時、同2年目終了時の節目ごとに、円グラフ及び棒グラフで構成された1枚の評価結果票にまとめてご覧いただける「自主的な点検」による修得技能等の評価を行っています。

技能実習2号1年目終了時の評価では、さらに努力をすれば水準の向上が期待できる分野を明らかにすることにより、残り1年の技能実習を有意義に行うことを主な目的としています。

同2年目終了時の評価では、3年間にわたる全技能実習期間の成果を記録にとどめその努力をたたえることにより、技能実習生本人に日本での技能実習を末永く誇り、喜びとしてもらうこと、帰国後の活動の際活用してもらうこと、また、実習実施機関がこれから受け入れる技能実習生に対する指導に役立てることを主な目的としています。

詳細は次のとおりです。

### 1. 技能実習の成果について評価を行うことの根拠

外国人技能実習制度の目的である技能等の移転が効果的、効率的に行われるためには、適正な技能実習計画の策定と併せて当該計画をフォローするための修得した技能等の評価が必要となってきます。

2010年7月の改正出入国管理及び難民認定法施行に伴い、技能実習2号1年目終了時、同2年目終了時の節目ごとに修得技能等の評価を実施することが実習実施機関に求められることになりました。（法務省「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の第2の3の(1)及び同(3)の⑩、厚生労働大臣公示「技能実習制度推進事業運営基本方針」のⅡ各論5の(1)及び同7の(3)）

### 2. 労管協が行う「自主的な点検」による修得技能等の評価の位置づけ

上記「1.」の法務省「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」及び厚生労働大臣公示「技能実習制度推進事業運営基本方針」では、修得した技能等の評価の手法として「①検定・資格試験の受験」、「②その他の技能評価の手法、自主的な点検」などが示されています。

労管協が行う評価は、「①検定・資格試験の受験」による評価等が受けられない場合に、実習実施機関において行われる「②自主的な点検」による修得技能等の評価に位置づけています。

3. 労管協が行う「自主的な点検」による修得技能等の評価の実施内容

(1) 評価者

技能実習指導員が評価を行うことを原則とします。

(2) 評価の実施時期

技能実習2号1年目終了時、同2年目終了時に行います。

(3) 評価項目（評価項目数は職種・作業により若干異なります。）

①技能実習遂行のための基本的能力（日本語・働く意識・責任感など8項目・40基準・279評価項目）

②技能・技術に関する能力(必須作業)（8項目・19基準・104評価項目）

③技能・技術に関する能力(安全衛生作業)（8項目・13基準・79評価項目）

(4) 評価の実施手順

①各職種・作業ごとに作成された「技能実習生評価シート」（A3両面で2枚程度）を用います。

（注）現在作成されている技能実習生評価シートは次の26職種・35作業です。

職種名	作業名	職種名	作業名
プラスチック成形職種	射出成形作業	左官職種	左官作業
機械加工職種	旋盤作業	溶接職種	手溶接作業
機械加工職種	フライス盤作業	溶接職種	半自動溶接作業
金属プレス加工職種	金属プレス作業	強化プラスチック成形職種	手積み積層成形作業
電子機器組立て職種	電子機器組立て作業	パン製造職種	パン製造作業
婦人子供服製造職種	婦人子供既成服製造作業	工場板金職種	機械板金作業
紳士服製造職種	紳士既成服製造作業	鋳造職種	鋳鉄鋳物鋳造作業
鉄筋施工職種	鉄筋組立て作業	印刷職種	オフセット印刷作業
防水施工職種	シーリング防水工事作業	建設機械施工職種	積込み作業
サッシ施工職種	ビル用サッシ施工作業	建設機械施工職種	締固め作業
塗装職種	金属塗装作業	建設機械施工職種	掘削作業
塗装職種	噴霧塗装作業	建設機械施工職種	押土・整地作業
鉄工職種	構造物鉄工作業	畜産農業職種	養豚
電気機器組立て職種	配電盤・制御盤組立て作業	畜産農業職種	養鶏
型枠施工職種	型枠工事作業	畜産農業職種	酪農
冷凍空気調和機器施工職種	冷凍空気調和機器施工作業	加熱性水産加工食品製造業職種	調味加工品製造作業
耕種農業職種	施設園芸	たて編ニット生地製造職種	たて編ニット生地製造作業
耕種農業職種	畑作・野菜		

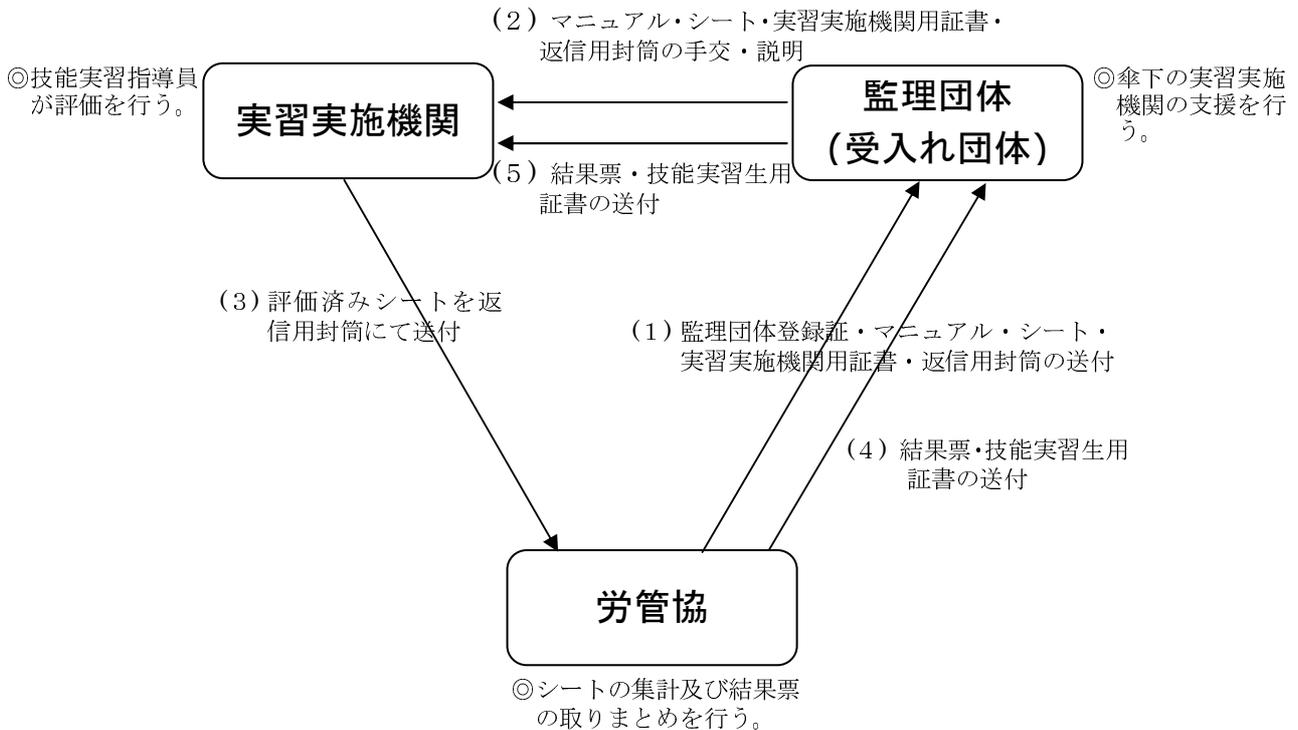
※ 上記以外の職種・作業については逐次追加予定です。

ご要望により、移行が予定されている1号（入国1年目）及び移行を予定していない1号（入国1年目・1年職種）についても評価を行っておりますのでお問い合わせください。

**問い合わせ先： 03-3517-1667(労管協)**

- ②評価者は、「技能実習生評価シート」の「評価項目」のうち、該当する項目の○印を黒く塗りつぶします。
- ③○印の塗りつぶしが終わった「技能実習生評価シート」を、労管協の返信用封筒に入れて直接労管協あてに送ります。
- ④労管協では送付された「技能実習生評価シート」を集計後、『自主的な点検』による修得技能等の評価結果票に取りまとめ監理団体経由で実習実施機関に返送します。
- ⑤監理団体及び実習実施機関は『自主的な点検』による修得技能等の評価結果票を保存します。

#### 4. 労管協が行う「自主的な点検」による修得技能等の評価の実施方法



(注)

- ①実習実施機関は、監理団体（受入れ団体）に修得技能等の評価を委託し、労管協は、監理団体（受入れ団体）経由で修得技能等の評価を受託します。
- ②上記の図においては、『自主的な点検』による修得技能等の評価マニュアルのことを「マニュアル」と、「技能実習生評価シート」のことを「シート」と、『自主的な点検』による修得技能等の評価結果票のことを「結果票」と、「技能実習生用の労管協会長名の修得技能等評価証書」を「技能実習生用証書」と、「実習実施機関用の外国人技能実習修得技能等評価実施機関の証書」を「実習実施機関用証書」と、「労管協あての返信用封筒」を「返信用封筒」と、それぞれ表記しています。

## 5. その他

### (1) 実施対象地域

全国

### (2) 費用

#### 1. 2号への移行が予定されている場合

1号 (入国1年目) 5,000円 評価証書あり (A4)

2号1年目(入国2年目) 5,000円 評価証書あり (A4)

2号2年目(入国3年目) 9,000円 評価証書あり (A3・写真付)

#### 2. 2号への移行を予定していない場合(1年職種)

(移行対象職種・作業であって、1年で帰国する場合も含む。)

1号 (入国1年目) 7,000円 評価証書あり (A4・写真付)

### (3) 労管協からお渡しする書類

①監理団体登録証

②「自主的な点検」による修得技能等の評価マニュアル(実習実施機関用)

③技能実習生評価シート(実習実施機関用)

④「自主的な点検」による修得技能等の評価結果票(監理団体用、実習実施機関用及び送出し機関用)

⑤労管協会長名の修得技能等評価証書(技能実習生用…2号1年目と同2年目の2種類、1年職種用)

⑥外国人技能実習修得技能等評価実施機関の証書(実習実施機関用…事務所用(A4)と現場用(A3)の2種類)

⑦返信用封筒

※監理団体のご推薦により、送出し機関に対し、送出し機関奨励証書を交付いたします。

(4)「技能実習生評価シート」及び「『自主的な点検』による修得技能等の評価結果票」は、厚生労働省の職業能力評価基準、モデル評価シート、判定目安表、モデルカリキュラム、技能検定試験の試験科目、JITCOの外国人技能実習制度における技能実習計画(第1分冊～第4分冊)等に準拠しています。

(5)技能実習2号2年目の終了の際、JITCOから監理団体に対し「技能実習2号修了証書内容確認書」とともに「技能実習2号の活動終了の際における技能実習の成果について」という調査用紙が送付されます。

労管協の「自主的な点検」による修得技能等の評価をお使いいただいた場合は、調査用紙の「確認方法」の欄の「 6 監理団体、JITCO 以外の外部機関が評価」のにチェックをしていただき、「(名称： )」に「国際人材育成労務管理協会による評価」とご記入ください。

「確認したレベル」の欄は、技能実習生用の修得技能等評価証書の文言が「非常に優秀な、優秀な、優良な」のいずれかの表現になっていれば、「 C 技能検定随時3級、JITCO 認定試験専門級相当のレベル」のにチェックをしてください。

「もう少し努力をすれば、いっそう努力をすれば」のいずれかの表現になっていれば、「 E 不明」のにチェックをしてください。

- (6) 労管協では、平成 28 年 11 月、東京と名古屋で「第四回外国人技能実習生修得技能五輪」の開催を予定しています。この大会は、技能実習制度の主目的である技能修得、技能移転等のさらなる進展を目指して実施するものです。
- その内容は、技能修得の面で優れた実績を挙げた技能実習生による技能修得の過程での努力・工夫・感想などの発表とそれに対する表彰等となっています。
- 発表者は広く各実習実施機関の技能実習生の中から募集しますが、その選考基準の一つとして、本「自主的な点検」による修得技能等の評価結果を用いることとしています。